



メルボルン日本人学校

子どもの安全に関する行動規範

本方針に関するご質問は学校事務(03-9528-1978)までお問い合わせください。

目的

メルボルン日本人学校 (JSM) の子どもの安全に関する行動規範は、本校において子どもおよび若者と接するすべての大人に求められる行動を定めている。

本校の全教職員、ボランティア、請負業者、学校運営理事会、および学校関係者を含む、子どもに対する間接業務に携わるすべての人が本行動規範を順守する義務を有する。本校動規範は、校外学習 (学校キャンプなど) や授業時間内外に関わらず、児童生徒が関わるすべての対面およびオンライン環境に適用される。

求められる行動

本校、教職員、ボランティア、請負業者、および学校関係者を含む、子どもに対する間接業務に携わるすべての人は、以下の行為により子どもの安全を支援・促進する責任を有する。

- 常に子どもの安全確保という責任を果たし、本校の[子どもの安全および福祉に関する方針](#)を順守する
- 通常地域社会活動の一環として、学校コミュニティに属する児童生徒および家族には学校環境内外を問わず敬意を持って接する
- 特に児童生徒から自己または他の子どもに対する虐待行為の摘発を受けたり、その懸念が報告された場合、それに耳を傾け対応すること。
- アボリジニの児童生徒、文化的・言語的に多様な背景を持つ児童生徒、障害を持つ児童生徒、留学生、親元から離れて暮らすことを余儀なくされた児童生徒、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーまたはインターセックス(LGBTQIA+)を自認する児童生徒の文化的安全、社会参加や自信づけを促進する
- 実行可能な限り、生徒と大人が2人きりにならない環境を整備する。児童生徒と大人の一対一のやり取りは、開放され可視性の高い空間、または他の大人の視界の届く場所で行う
- 児童虐待の訴え、または子どもの安全に関する懸念事項については、必ず校長あるいは事務長に報告する
- 子どもの安全に関する対応・の手順、および [PROTECT Four Critical Actions \(PROTECT: 4つの重要な行動\)](#) に従い、報告時および摘発時に発生する全ての義務 (通報義務を含む) を理解し、順守する
- 児童虐待が疑われる場合、速やかに児童生徒を危害から保護し安全を確保する

容認されない行動

本校の教職員、ボランティア、請負業者、および学校関係者を含む、子どもに対する間接業務に携わる学校関係者は、以下の行為を行ってはならない。

- 子どもに対する虐待や危害に関する懸念、嫌疑、摘発の軽視または見過ごし
- えこひいきやグルーミング行為の一部（プレゼントの贈呈など）と見なされかねない関係をいかなる児童生徒と構築する行為
- 児童生徒との接し方として教育上または職業上、正当化されない行為、行動
- 大人の児童生徒に対する過度に親密な、あるいは不適切な行為の見過ごし
- または教育課程や職業上行われる生徒指導の一環でない性的言語の使用や、親密な内容の会話
- 障害、年齢、ジェンダー、人種、文化、立場の弱さ、セクシュアリティまたは民族性を理由とした、子どもまたは児童生徒にとっての不利な扱い
- 個人的または私的な連絡経路（ソーシャルメディア、電子メール、インスタントメッセージ、ショートメッセージなどを含む）を介して児童生徒と直接連絡を取る事。ただし、その連絡が疑いの余地なく妥当であり、学業または課外活動に関連する場合、または安全に関する懸念事項あるいはその他の緊急要件に関して必要とされる場合を除く。
- 教育活動又は注意義務の観点から必要とされる場合を除く、学校環境における子どもや児童生徒の写真またはビデオ撮影
- 本校の方針に反したアルコール摂取、または学校環境および児童生徒が参加する学校行事における違法薬物摂取
- 教育課程や生徒指導の一環、または保護者の許可が得られている場合以外での、授業時間外での児童生徒との交流・連絡

子どもの安全に関する行動規範への違反

本校の全教職員、ボランティア、請負業者、および学校関係者を含む、子どもに対する間接業務に携わるあらゆる関係者は、子どもの安全に関する行動規範に違反した場合、雇用契約または該当する労使関係文書、教員倫理規定、あるいは雇用規定に従って懲戒処分の対象となる場合がある。義務のある訴えが提起された場合、その問題は、Commission for Children and Young People Reportable Conduct Scheme Policy（子どもと若者委員会『義務のある行為計画』の方針）に従って対処され、ビクトリア州警察へ通報される場合もある。本校の子どもの安全に関する行動規範に対し、いかなる違反またはその疑いがあつた場合は必ず校長に報告される必要がある。違反またはその疑いが校長に関連する場合は学校運営理事長が報告対象となる。

承認

作成日	2024年11月
審議	教職員、学校運営理事会
承認者	学校運営理事会
承認日	2024年11月
再評価予定日	2026年11月

本方針は英語で作成され、日本語版はあくまで参考として翻訳されています。英文版が正本である為、これら両言語版の間に矛盾抵触がある場合は英文版が優先されます。